

## 令和9年4月1日採用予定 鶴岡市職員採用試験

問 荘内病院総務課 ☎26 - 5111 内線6341

### ■ 募集職種・受験資格

- ▷ 薬剤師…昭和52年4月2日以降に生まれ、薬剤師免許を取得している方
  - ▷ 看護師【助産師】…昭和42年4月2日以降に生まれ、看護師免許を取得している方
  - ▷ 臨床検査技師…昭和62年4月2日以降に生まれ、臨床検査技師免許を取得している方
  - ▷ 心理師…昭和52年4月2日以降に生まれ、公認心理師の資格を取得している方
- ※各職種とも、令和9年4月までに免許取得見込みの方も応募可。

### ■ 試験日時・会場

- ▷ 適性検査 6月1日⑧～21日⑧（全国のテストセンターでオンライン受験）
- ▷ 面接試験 6月28日⑧（対面またはオンライン）

### ■ 申込み受付・応募書類提出先

4月6日⑧～5月22日⑨に、市HP「電子申請」から申込みまたは応募書類を同院総務課に郵送（当日消印有効）

試験案内は同院HP ▶▶



医師免許取得後、一定の期間同院に勤務した場合は、貸与資金の返還が免除されます

## 荘内病院医師修学資金貸与制度をご利用ください

問 荘内病院総務課 ☎26 - 5111 内線6327

将来、荘内病院に医師として勤務する意思がある医学生に対し、最大で年額200万円の修学資金を貸与します。地域医療に志を持つ方はぜひご応募ください。

### ■ 申込資格

次の①②全てに該当する方

- ①医学を履修する大学課程に在学している
  - ②卒業後、医師として同院に勤務する意思がある
- ※就労先に制限がある就学資金を借りている方はご相談ください。

### ■ 貸与期間

最長6年間（在学中の大学の正規の修業年限まで）

### ■ 申込期間と応募方法

4月1日⑧～5月31日⑨に応募書類を同院総務課に直接または簡易書留で郵送（当日消印有効）

### ● 返還全額免除の要件



詳しい要件や必要書類などは同院HP ▶▶



対象者にお知らせを郵送します

## 各種定期予防接種のお知らせ

問 健康課（にこ♥ふる） ☎35 - 0157 または各地域庁舎地域づくり推進課へ

### ■ 種類・対象

- 1 麻しん・風しん第2期…令和2年4月2日～3年4月1日生まれ
- 2 日本脳炎第2期…平成28年4月2日～29年4月1日生まれ
- 3 ジフテリア・破傷風…平成26年4月2日～27年4月1日生まれ
- 4 子宮頸がん（HPVワクチン）…平成22年4月2日～27年4月1日生まれ

- 5 高齢者肺炎球菌（未接種者のみ）…①65歳の方 ②60歳～64歳で、心臓、腎臓、呼吸器等の内部障害がある方（身体障害者手帳1級相当）
- 6 高齢者帯状疱疹…①今年度に、65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる方 ②60歳～64歳で、ヒト免疫不全により免疫機能に障害がある方

### ■ 通知の時期

- ▷ 1～4及び6…4月
- ▷ 5 - ①…誕生月の翌月上旬 ▷ 5 - ②…5月

世帯主の方宛てに、世帯の人数分をまとめて送ります

# 「鶴岡市生活応援商品券」をご利用ください

岡本所生活応援商品券事務室 ☎26 - 7253

食料品等の物価高騰による市民の負担軽減と、市内の中小事業者の売上拡大を目的に、「鶴岡市生活応援商品券」を送付します。この商品券は金券のため、対面で受け取る「ゆうパック」でお届けします。

## ■送付対象者

令和7年12月19日時点で鶴岡市の住民基本台帳に登録がある方（同日時点で母子健康手帳をお持ちの方には胎児の分も配布）

## ■商品券の内容

1人につき5,000円分（500円×10枚）  
※おつりは出ません。

## ■利用期間

4月30日⑥～6月30日⑦



## ■配送期間

4月下旬までに順次お届けします  
※利用期間になっても、商品券がご自宅に届かない場合は、鶴岡郵便局 ☎0570 - 943 - 241 にご連絡ください。

## ■利用できる店舗

市内の中小・小規模事業者の店舗  
※参加店舗一覧（2月6日時点）を商品券に同封。  
※最新の情報はHPでご確認ください。



庄内交通路線バス（市内循環バスなど）やデマンド交通が乗り放題になるお得な定期券が購入できます

# 70歳以上の方と自動車運転免許返納者の外出を支援

岡本所地域振興課 ☎35 - 1191 または 庄内交通(株) ☎22 - 2600へ

## ■対象

市内在住で以下に該当する方  
▷ゴールドパス…70歳以上の方  
▷自動車運転免許証返納者割引定期券…69歳以下で運転経歴証明書をお持ちの方

## ■支援内容（有効期間が長いほどお得です）

有効期間	定期券額	市補助金	市民負担額
1か月	11,400円	8,200円	3,200円
3か月	30,800円	22,100円	8,700円
6か月	61,000円	43,700円	17,300円
12か月	120,800円	86,400円	34,400円

## ■購入場所

エスモールバスターミナル ☎24 - 5333

## ■購入時に必要なもの

- ・証明写真（縦2.5cm×横2cm）
- ・住所・年齢を証明できるもの（69歳以下の方は運転経歴証明書）
- ※2回目以降購入の際は、加えてチェリカカードと内容控えをケースに入れてお持ちください

## ■利用できる路線

庄内交通(株)運行の一般路線バス（高速バス、庄内空港連絡バス、季節運行区間〈羽黒山頂～月山八合目〉、臨時運行バス等を除く）、ここにこバス（羽黒地域）、くしびつき（櫛引地域）、温海地域乗合タクシー（温海地域）、ふじつる号（藤島地域）、あさひバス・あさひデマンドカー（朝日地域）

3か月以上の長期定期券が更にお得に！有効期間開始日が4月1日以降の定期券から変更

# 高校生等通学費支援制度が変わります

岡本所地域振興課 ☎35 - 1191 または 各地域庁舎地域づくり推進課へ

## 長期定期券は月額で500円お得に

3か月以上の長期定期券を購入する場合の補助対象を、「月額5,000円を超える額」から、「月額4,500円を超える額」に拡充。月額の負担が500円軽減されます

## 送迎費（自家用車加算）を廃止

公共交通機関の利用を更に促進し、未来の高校生もずっとバスに乗られる環境を維持できるよう、公共交通機関乗車場所までの送迎費補助（自家用車加算）を廃止します

## 年度をまたぐ定期券は制度を併用

新制度が適用されるのは、有効期限が5月1日以降の定期券です。期間が年度をまたぐ定期券をお持ちの方は、月ごとに令和7年度と8年度の補助額を適用し合算します

⑧市内に居住し、公共交通機関の通学定期券を利用して通学する高校生（定時制は4年生まで）・鶴岡高専生（1年～3年生）・致道館中学生 ⑨市ラインまたは直接同課へ

ラインはこちら



詳しくは市HP



# ごみの分け方・出し方にご協力ください

環境政策課（つるおかエコファイア） ☎22 - 2848へ

## ■連休期間中のごみ収集

5月4日(月)～6日(水)…**収集はありません**



4月29日(水)～5月1日(金)は通常どおり収集します。収集日を「ごみ収集カレンダー」で確認して、計画的なごみ出しをお願いします。

## ■ごみ焼却施設「つるおかエコファイア」 令和8年度のごみ受入日

■日時 月曜～金曜日、一部の祝日…午前8時30分～11時50分、午後1時～5時  
毎月第2土曜日…午前8時30分～11時50分

■対象 家庭から出るもやすごみ・布団・古紙類、事業系一般廃棄物

■費用 10kgにつき120円（古紙類は無料）



## ■資源回収にご協力ください

### ○集団資源回収

町内会等で、古紙類（新聞・雑誌・段ボール等）・

金属類・びん類などの資源ごみの集団資源回収が行われています。子供会・町内会等の実施団体には、回収量に応じて報奨金が交付されます。

※回収日・回収場所は町内会等の実施団体にご確認ください。新たに集団資源回収を開始したい場合は、環境政策課にご相談ください。



### ○つるおかエコファイアでの回収

古着・古紙類・パソコンなどのデジタル機器・水銀製品等を無料で回収しています。



■日時 月曜～金曜日…午前8時30分～11時50分、午後1時～5時  
毎月第3日曜日…午前9時～11時30分

### ○第4学区コミュニティセンターでの回収

敷地内の紙資源リサイクルステーションで古紙類を無料で回収しています。



■日時 午前9時～午後4時30分  
（第3日曜日を除く）

## 市政

### 農業委員と農地利用最適化 推進委員を募集します

▼農業委員 定20人 内農地の権利移動等の審議、農地の利用調整、現地調査等 ■報酬月額 4万3、000円  
▼農地利用最適化推進委員 定31人（担当地区あり） 内農地の権利移動等の調整、現地調査等 ■報酬月額 4万円  
▼共通 ■任期 3年 ■6月1日(日) 30日(日)に推薦書または応募届出書を農業委員会事務局（藤島庁舎） ☎64・5868へ

### 健康・福祉・年金

### がん患者医療用ウィッグ・乳房補 整具購入費の一部を助成します

■助成金額 医療用ウィッグ：2万円または購入経費の2分の1のいずれか低い額 乳房補整具：1万円または購入経費の2分の1のいずれか低い額  
■健康課（にこふる） ☎35・0146 他市HP

### 重粒子線がん治療の費用 の一部を助成します

山形大学医学部東日本重粒子センターで重粒子線がん治療を受ける方に対して、治療費を助成します。  
■助成金額 公的医療保険が適用とな

らない重粒子線がん治療の費用から、先進医療特約保険等の費用を差し引いた額（上限62万8、000円）  
■健康課（にこふる） ☎35・0146 他市HP

### 将来の胃がん予防のために 中学生胃がん予防事業

胃がんの原因であるヘリコバクター・ピロリが体の中に入り込んで間もない中学生の時期に、学校健診尿を活用したピロリ抗体検査を実施します。詳しくは学校を通じてお知らせします。

■本市に住民登録がある中学2年生  
■健康課（にこふる） ☎25・2731  
困りごとなど気軽に相談ください  
民生委員・児童委員委嘱のお知らせ

次の方が委嘱されました。（敬称略）  
▽第三学区：松本新市（城北町）  
▽第五学区：本間喜栄子（道形町西）  
▽上郷地区：伊藤直美（中山）  
▽朝日地域：長南敏子（主任児童委員）  
■本所福祉課 ☎35・1252

### 紙おむつ等購入費助成事業 紙おむつを配達する事業所募集

■募集要件 ①鶴岡市競争入札参加資格を有し所在区分が市内または準市内であること ②紙おむつ等排せつ関連用品を取り扱っている事業所であること（紙おむつと尿とりパッドの取扱いは必須） ③市内一円に配達可能であること ■業務開始 9月配達分から  
■5月8日(金)まで本所地域包括ケア推進課 ☎35・1274へ

# 4月以降に受給する年金からの仮徴収(差引き)が始まります

介護保険料……本所長寿介護課 ☎35 - 1289 または 各地域庁舎地域づくり推進課へ

国民健康保険税……本所課税課 ☎35 - 1176

後期高齢者医療保険料…本所国保年金課 ☎35 - 1292 または 各地域庁舎地域づくり推進課へ

次に該当する方は、4月に令和8年度保険料(税)の仮徴収が始まります。確定保険料(税)額については7月に改めてお知らせします。

また、6月以降に新たに年金からの差引きが始まる方については、年金受給前にお知らせします。

現在、既に年金から差し引かれている方は…

仮徴収額決定の通知書は送付しません。前年度に引き続き、原則2月に差し引かれた額と同額を、4月・6月・8月に支給される年金から差し引きます

## 4月に新たに仮徴収が始まる方

### 《介護保険料》

65歳以上の方

昭和35年4月3日～10月2日  
生まれで、新たに年金からの差  
引きの対象となった方  
→4月上旬に仮徴収額決定通知  
書をお送りします

### 《国民健康保険税》

65歳以上75歳未満の方

世帯主が昭和35年4月3日～10月  
2日生まれで、新たに年金からの差  
引きの対象世帯となった方  
→2月中旬に仮徴収額決定通知書  
をお送りしています

### 《後期高齢者医療保険料》

原則75歳以上の方

令和7年6月1日～10月2日に後  
期高齢者医療制度に加入し、新たに  
年金からの差引きの対象となった方  
→4月上旬に仮徴収額決定通知書  
をお送りします

## 年金からの差引きの対象となる方

条件	介護	国保	後期
①差引きの対象となる年金の額が年額18万円以上である	①と②の両方 に該当する方	①～⑤の全て に該当する方	①～③の全て に該当する方
②差引きの対象となる年金が借入れ等の担保になっていない			
③国民健康保険税または後期高齢者医療保険料のどちらかと、介護保 険料を足した額が、差引きの対象となる年金額の半分よりも少ない			
④世帯主が国民健康保険の被保険者である			
⑤世帯内の国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満である			

## 年金からの差引きが始まる時期

介護保険料・国民健康保険税(生年月日)	後期高齢者医療保険料 (後期高齢者医療制度に加入した日)	年金からの差引 きが始まる時期
昭和35年4月3日～10月2日生まれ	令和7年6月1日～10月2日	4月
昭和35年10月3日～12月2日生まれ	令和7年10月3日～12月2日	6月
昭和35年12月3日～昭和36年2月2日生まれ	令和7年12月3日～令和8年2月2日	8月

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は、年金からの差引きから「口座振替」による支払いに変更することができます。希望する方はお問い合わせください。

介護保険料は、年金からの差引きになった場合、ほかの支払い方法に変更することができませんのでご了承ください。

### 日常生活用具を給付します

▼火災警報機・自動消火器 ④65歳以上で市民税非課税の、避難が著しく困難な一人暮らしの方等(要介護2以上または認知症自立度Ⅱa以上)  
▼電磁調理器 ④65歳以上で市民税非課税の、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な一人暮らしの方等(介護予防・日常生活支援総合事業の基本チェックリスト該当者または要支援1以上)  
▼共通 ④身分証明書(マイナンバーカード・保険証等)をお持ちの上、各地域包括支援センター、本所地域包括ケア推進課 ☎35・1274 または各地域庁舎地域づくり推進課へ

運動を取り入れた介護予防活動を支援します  
介護予防や生きがいづくり等のための「通いの場」を設け、室内での運動を主とした活動をする団体に補助します。  
④65歳以上の市民5人以上で構成され、30分以上の運動を含む約90分の介護予防活動を月2回以上行う団体  
■対象経費 講師への謝礼、資料印刷代、会場使用料等  
■補助金額(年間) 65歳以上の方10人以上:5万円 同5人以上:2万5,000円 ④4月1日～30日④に本所地域包括ケア推進課 ☎29・4180 または 各地域庁舎地域づくり推進課へ ④申請書類等は市HPからダウンロード可



1か月当たり80時間まで利用できます  
認知症高齢者等見守りサービス

在宅で介護している家族が外出する  
ときや介護疲れで休息したいとき等に  
見守り支援員が訪問し、認知症高齢者  
などの見守りや話し相手等を行います。

■市内在住の認知症高齢者等（65歳以上の方または40歳〜64歳の要介護認定を受けている方）で日常生活自立度がIIa以上の方 費1時間200円（利用時間帯によって割増し。生活保護世帯は無料）  
■各地域包括支援センター・居宅介護支援センター、本所地域包括ケア推進課 ☎35・1274または各地域庁舎地域づくり推進課へ 他 事前に担当のケアマネジャーに要相談

はり、きゆう、マッサージ等  
施術費の一部を助成します

■70歳以上の方 因市と協定を結んでいる、はり・きゆう・マッサージ師等から施術を受ける場合に、1回当たり1,000円の助成券を年6枚、10月以降の申請については年3枚交付（申請は年1回）  
■身分証明書（マイナンバーカード・運転免許証等）をお持ちの上、本所地域包括ケア推進課 ☎35・1274または各地域庁舎地域づくり推進課へ 他 鶴岡地域では各地区コミュニティセンターでも受け付けます（学区コミュニティセンターを除く）

車椅子やストレッチャー専用  
タクシーを利用する方

市内在住で次の全てに該当する方に

助成券を交付します。

■①65歳以上または40歳〜64歳で要介護認定を受けている ②市民税非課税  
③通院等の際に車椅子やストレッチャー専用タクシーの利用が不可欠 ④医療機関への通院や入院のため、車椅子やストレッチャー専用タクシーを利用する場合に、1枚当たり3000円のサービス券を月8枚、年間96枚を限度に交付 ⑤身分証明書（マイナンバーカード・保険証等）をお持ちの上、各地域包括支援センター、本所地域包括ケア推進課 ☎35・1274または各地域庁舎地域づくり推進課へ

耳や手足の不自由な方のための巡回相談（完全予約制）

■5月28日 ☎午後1時〜3時 場にご  
ふる ⑧18歳以上で、新たに身体障害者手帳の交付を受けた方（聴覚のみ）、既に交付を受けている肢体不自由障害者で程度を変更したい方、補装具の交付を希望する方等（現在治療中の方を除く）  
■相談科目 聴覚、肢体（手帳をお持ちの方）各6人 持身分証明書、身体障害者手帳（交付済みの方）  
■5月18日 ☎・22日 ☎に本所 福祉課 ☎35・1273、Fax 25・9500またはメールで 他市HP

障害者手帳の交付・居住地変更

障害の内容や程度に応じて各手帳が交付されます。交付申請を受け付けていますのでご相談ください。手帳に記載されている住所と現住所が異なる方に

は居住地変更届が必要です。

▼身体障害者手帳 ⑧手・足・目・耳・言語・そしゃく機能・心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・小腸・直腸・肝臓・免疫等の身体機能に障害がある方  
▼療育手帳 ⑧発達期に知的機能の障害が見られ、日常生活に制限のある方  
▼精神障害者保健福祉手帳 ⑧精神の疾患があり、日常生活に制限のある方  
▼居住地変更届 持障害者手帳、マイナンバーカードまたは通知カード  
▼共通 ⑧本所福祉課 ☎35・1273 または各地域庁舎地域づくり推進課へ  
■マイナンバーカードを福祉医療証（身・子・親）として利用できます

市が発行する福祉医療証をお持ちで、マイナ保険証の利用登録をしている方は、県内のPMH（医療費助成等に関する情報を自治体と医療機関等をつなぐシステム）に対応している医療機関・薬局を利用する際に、マイナンバーカードを福祉医療証として利用することができま

令和8年度の特健健診・特定保健指導が始まります

▼特定健診 来年3月末までに40歳以上になる国民健康保険（市国保）及び後期高齢者医療保険の加入者に受診券を送付しています。ただし、かかりつけ医で受診を希望した後期高齢者医療保険加入者には5月末に送付します。  
▼特定保健指導 市国保加入者で、特

定健診の結果、生活習慣の改善等の必要がある方に対し、健診実施機関または市から指導の案内を送付します。

▼共通 ⑧健康課（にこふる） ☎25・2731、本所国保年金課 ☎35・1292または各地域庁舎地域づくり推進課へ

国民年金からのお知らせ

▼令和8年度の国民年金保険料が変更されました 4月分以降の保険料は月額1万7,920円です（年間保険料は21万5,040円）  
▼保険料の前納制度や当月口座振替（早割制度）がお得です 保険料1年分を4月30日 ☎までに一括で納付すると納付額は21万1,220円となり、3,820円お得です。また、その月の保険料をその月の末日に口座振替で納付すると、月額60円割引されます。前納や早割の方が、国民年金の被保険者でなくなった場合、納めすぎた保険料は還付されます。

▼共通 ⑧鶴岡年金事務所 ☎23・5040、本所国保年金課 ☎35・1294 または各地域庁舎地域づくり推進課へ 他HP

子育て・教育

令和8年度から新たに実施します  
5歳児健康診査

子供が安心して就学できるよう、成長や発達の確認や、困りごとなどを小

催し等の中止・延期など、情報が変更となる場合があります。各担当課  
や主催者などへのお問合せ、またはホームページ等でご確認ください。

児科医師や専門職に相談できる健診で  
す。対象者には健診該当月の約1か月  
前に案内を送付します。

令和3年4月2日～4年4月1日に  
生まれた子供（年中児）  
健康課（にこふる） ☎ 35・  
0157 

### 児童に関する 各種手当のお知らせ

▼児童手当 対高校生年代までの児童  
を養育している方 ■支給月額 ▼0  
歳～2歳（第1子・2子）：1万5、  
000円 ▼3歳～高校生年代（第1  
子・2子）：1万円 ▼第3子以降：  
3万円 ■支給日 偶数月の15日（4  
月の支給日は、4月15日※です）  
支給期間 児童が18歳に達した年度末  
まで

▼児童扶養手当 対離婚等でひとり親  
になった場合や、児童の父または母に  
一定の障害がある場合等で児童を養育  
している方（受給者等の所得が一定額  
を超える場合は支給されません）  
支給月額 ▼第1子：4万8、050  
円～1万1、340円 ▼第2子以降  
：1万1、350円～5、680円  
■支給日 奇数月の11日 ■支給期間  
児童が18歳に達した年度末まで（障害  
児は20歳に達した月まで）

▼特別児童扶養手当 対身体や精神に  
重度～中度の障害がある児童を在宅で  
養育している方（受給者等の所得が一  
定額を超える場合は支給されません）  
■支給月額 ▼1級：5万8、450  
円 ▼2級：3万8、930円 ■支

給日 4月・8月・11月の11日 ■支  
給期間 児童が20歳に達した月まで  
▼共通 申子育て推進課（にこふる）  
☎ 26・0176または各地域庁舎地域  
づくり推進課へ

### 税・生活・その他

#### 固定資産税の縦覧制度・ 閲覧制度

▼縦覧制度 固定資産税の納税者は、  
自己所有の土地・家屋の価格等と他の  
土地・家屋の価格等を比較できるよう  
に、土地価格等縦覧簿及び家屋価格  
等縦覧帳簿を見ることが出来ます  
納税者とその同一世帯の家族

▼閲覧制度 納税義務者は、固定資産  
課税台帳（名寄帳）を閲覧し、自己の  
資産について登録された内容を確認で  
きます。借地人・借家人も借用物件に  
ついて確認できます  
納税義務者とその同一世帯の家族、納税管理人、借  
地人・借家人、これらの代理人等  
▼共通 日 4月1日～6月1日  
場本所課税課または各地域庁舎地域づ  
くり推進課 課税台帳の写しの交付  
は有料 印本人確認書類（マイナンバ  
ーカード、運転免許証等。代理人は委  
任状、借地人・借家人は契約書等が必  
要） 関本所課税課 ☎ 35・1178

#### 町内会に加入しましょう

町内会（自治会・住民会等）は、同  
じ地域に住む人たちが助け合い、安全

・安心で明るく住みよい地域を作るた  
めの組織で、住民同士の親睦や、ごみ  
ステーションの設置、清掃及び広報紙  
の配付等も行っています。

関加入手続き等：お住まいの町内会等  
へ 連絡先が不明な場合：本所コミュ  
ニティ推進課 ☎ 35・1203または各  
地域庁舎地域づくり推進課へ

#### 農作業中の事故に 注意しましょう

春の農繁期はトラクターの転落・転  
倒等による死亡事故が多発しています  
次のことに留意し、農作業事故の防止  
に努めましょう。また、万一に備え、  
労災保険や任意保険に加入しましょう  
▽ほ場周辺の危険箇所の確認、改善  
▽機械の点検、整備 ▼安全フレーム  
やシートベルト付きトラクターで安全  
確保 ▼シートベルトとヘルメットは  
必ず着用 ▼機械作業の中断時は必ず  
エンジン停止 関本所農政課 ☎ 35・1  
295または各地域庁舎産業建設課へ

#### 農産物の販路拡大に向けた チャレンジを支援します

関商談会参加、PR資料制作など農産  
物等の販路拡大に向けた新たな取り組  
み ■補助金額 補助対象経費の2分  
の1以内（上限額10万円） 関本所農  
政課 ☎ 35・1295または各地域庁舎  
産業建設課へ 他市HP

#### 農林水産業の6次産業化に 取り組んでみませんか

関鶴岡産の農林水産物を活用し、6次

産業化等に取り組む事業 ■補助金額  
事業費の3分の2以内（上限15万円）  
関本所農政課 ☎ 35・1295または各  
地域庁舎産業建設課へ 他市HP

#### 農業者向けの補助金、講座等をご案内 するおか・アグリメール

登録方法 件名に「メール配信希  
望」、本文に氏名を明記し、本所農政  
課にメールまたは FAX 25・87  
63 に送信 関同課 ☎ 35・1  
295 

#### 下川・湯野浜地区で松くい虫被 害木の伐倒駆除と防除を実施

松くい虫被害木を放置すると、倒木  
のおそれがあります。農業用施設や幹  
線道路沿いへの倒木被害を防止するた  
め、被害木の伐倒駆除が必要となりま  
す。

市では特に被害が見られる下川・湯  
野浜地区で松くい虫被害木の伐倒駆除  
と一部薬剤での防除作業を実施してい  
ます。ご理解とご協力をお願いします。  
関本所農山漁村振興課 ☎ 35・0145

#### 森林法により義務付けられています 伐採には届出が必要です

森林の立木を伐採するときは、伐採  
を始める90日前～30日前の間に届出を  
しないと罰金が科せられる場合があります。  
また、伐採や造林が完了したと  
きは、森林の状況報告を行うことも義  
務付けられています。

関本所農山漁村振興課 ☎ 35・0145  
または各地域庁舎産業建設課へ

催し等の中止・延期など、情報が変更となる場合があります。各担当課や主催者などへのお問合せ、またはホームページ等でご確認ください。

ヒナを拾わないでください

春から夏にかけて、ヒナを見掛けることがあります。親鳥が近くにいるため、救護せずそのまま見守ってください。巣から落ちたヒナも同様です。
■ 園本所農山漁村振興課 ☎ 35・0145
または各地域庁舎産業建設課へ

緑の募金にご協力ください

4月15日(水)～5月14日(水)は「みどりの月間」
緑の募金は、森づくりや街の緑づくり、学校の緑化活動等に活用されています。また、緑化事業を行う団体に交付金制度による助成を予定しています。
■ 園本所農山漁村振興課 ☎ 35・0145
または各地域庁舎産業建設課へ

春の交通安全県民運動

4月6日(水)～15日(水)は
ルールを守り、歩行者に思いやりのある運転で交通事故を防ぎましょう。
▽横断歩道付近では、横断する歩行者等がないか確認する
▽歩行者がいた場合は、必ず止まって安全に渡らせる
■ 園本所防災安全課 ☎ 35・1204

春の山菜採りシーズンを迎えます
山菜採りの事故に注意!!

出掛ける前に次のことを確認し、遭難事故に遭わないよう注意しましょう。
▽1人で出掛けない
▽行き先や帰る時間を家族に知らせて出発する
▽携帯電話等の通信手段を確保する
▽道に迷ったらむやみに動き回らない
▽

早く出掛けて早く帰る
▽短時間の入山でも食糧等を準備する
▽熊に注意し、鈴やラジオなど音の出るものを携帯する
▽ダニが媒介するウィルス感染症への対策として、長袖を着用する
■ 園本所防災安全課 ☎ 35・1204

「山火事を起こすも防ぐも私たちが
山火事注意！ 多発時期です」

山火事の原因の多くは、たき火・たばこ・火入れの不始末です。山に入るときは、火の取扱いに十分注意し、山火事による森林の焼失を防ぎましょう。
■ 園本所農山漁村振興課 ☎ 35・0145
または各地域庁舎産業建設課へ

4月9日(水)～22日(水)は
「春季火災予防運動」実施期間

春先は空気が乾燥するため、たき火、たばこなどを原因とした火災が全国各地で多発しています。一人ひとりが火災予防に対する意識を持ち、安心して生活できる地域にしましょう。
■ 園消防本部予防課 ☎ 22・8332

廃棄物を屋外で燃やす野焼きは法律で禁止されています

野焼きは大量の煙や臭いを発生させ、近隣の生活環境に支障を来すことに加え、火災の原因にもなり大変危険です。野焼きは犯罪であり、行った者には懲役または罰金が科せられます。また、基準に満たない焼却炉での廃棄物の焼却も野焼きに該当します。
■ 園野焼きの相談：環境政策課 ☎ 26・0139
火災の場合：☎ 119

水資源保全地域内での土地取引等は届出が必要

山形県水資源保全条例に基づき、「水資源保全地域」内で森林等の土地売買や開発行為等を行うとする場合は事前届出が必要です。
■ 園環境政策課 ☎ 26・0139

不用品のリユースに「おいくら」を活用してみませんか

リユースプラットフォーム「おいくら」は、買取店に不用品の一括見積り依頼ができるサービスです。資格を持った査定員が対応します。まだ使えないものは処分費用を支払って廃棄する前に、「おいくら」を活用した再利用にご協力ください。
■ 園環境政策課 ☎ 22・2848

「鶴岡市ごみの分け方・出し方多言語版」を更新しました

新規作成：やさしい日本語版
更新：英語版、中国語（簡体字・繁体字）：英語版、中国語（簡体字・繁体字）版、韓国語版、ベトナム語版
■ 園環境政策課 ☎ 22・2848

鶴岡への就職・採用を応援します

▼U・イターン就職活動交通費等支援
事業補助金
■ 対象経費
市外在住の大学生等が、市内事業所を対象とした就職活動で支払った交通費と宿泊費
■ 補助金額
対象経費の2分の1以内（上限3万円）
■ 申来年3月31日(水)まで

▼オンライン採用活動支援事業補助金
■ 対象経費
市内の中小事業主が新規学卒者等を正社員として雇用するために行うオンラインでの採用活動に係る経費
■ 補助金額
対象経費の2分の1以内（上限20万円）
■ 申来年3月20日(水)まで
■ 他要事前相談

移住世帯に本市の特産品をお届け
つるおか食の支援

▼共通
■ 園本所商工課 ☎ 35・0633
■ 対4月1日以降、転入届提出日までに本所地域振興課または各地域庁舎地域づくり推進課で移住相談をした県外からの移住世帯
■ 申市ラインまたは本所地域振興課 ☎ 35・1191へ
■ 他転勤・進学のために転入した方は対象外

予算額に達した時点で終了します
木造住宅耐震診断への補助

耐震診断士の派遣と耐震診断費用の補助を行います。
■ 対平成12年5月以前に建築された在来軸組工法の木造住宅
■ 申込者負担額は1万5,000円（設計図面がない場合は1万9,000円）
■ 申12月28日(水)まで本所建築課 ☎ 35・1432へ
■ 他市HP

住居表示実施地区で建物を
新築・改築した方は届出を

■ 申新築等届出書に案内図2部、配置図1部、平面図1部を添付して
■ 本所市民課 ☎ 35・1194へ

# ふるさと会の功労に対し感謝状を授与しました

☎東京事務所 ☎03 - 5696 - 6821

首都圏の7つのふるさと会は、本市出身の方や本市ゆかりの方々の交流を深め、郷土愛を育む活動を行っています。地域や自治体の枠を超えた相互交流や連携、そして出身者の拠り所となるなど、市の発展に貢献されました。

市は、鶴岡市市制施行20周年を記念し、これまでの多大な功労に対し、2月6日に各ふるさと会に感謝状を授与しました。



## 【感謝状を授与したふるさと会】

- ◇首都圏鶴岡会（平成9年設立）
- ◇東京尾浦会（昭和60年設立）
- ◇東京藤島会（昭和40年設立）
- ◇東京羽黒会（昭和46年設立）
- ◇首都圏櫛引会（昭和59年設立）
- ◇首都圏庄内あさひ会（昭和62年設立）
- ◇ふるさと温海会（昭和60年設立）

## 住宅等の浄化槽を設置・交換する方へ

次のとおり補助します（公共下水道及び集落排水処理計画区域を除く）。

▼合併処理浄化槽の設置 ㊦鶴岡・羽黒地域在住の方 ㊧その他の地域には市が設置

▼単独処理浄化槽・汲み取り便槽等から合併処理浄化槽への交換 ㊨新築・建替えは対象外。同時に、排水設備工事を行う方に、補助金の交付または融資あつせん及び利子補給を行います

▼共通 ㊩下水道課 ☎25・5860

## 井戸水などの使用者で下水道を使用する方へ

井戸水や湧き水を使用する際にメーターの設置が難しい場合は、次のように認定します。

- ▽井戸水や湧き水のみを使用している場合：1人当たり1か月6㎡とし、世帯人数に乗じて使用水量を認定
- ▽上水道と井戸水等を併用している場合：上水道の使用水量に、1人当たり1か月3㎡を世帯人数分加えて認定
- ㊪上下水道お客さまセンター ☎23・7609 ㊫世帯人数に変更があった場合は速やかに届け出てください

## 下水道用自己メーターは適正に管理しましょう

下水道料金の減算・加算用自己メーターの有効期限は8年です。期限が切れる前に交換や撤去などをお願いし、既に期限が切れている場合は、早

急にご対応ください（交換費用は自己負担）。また、違法な接続は処罰される場合がありますのでご注意ください。

㊬上下水道お客さまセンター ☎23・7610

## 狂犬病予防注射は毎年4月～6月に受けましょう

飼い主には、犬の登録と狂犬病予防注射が法律で義務付けられています。6月までに動物病院等で接種してください（温海地域では集合注射を予定）。狂犬病予防注射には、3月に発送した注射案内がきが必要です。また、次の場合は市役所に届出をしてください。

▽新たに犬を飼う場合（費3,000円〈登録料〉） ㊭他市区町村から転入した場合：前登録地の鑑札が必要です（紛失の場合は再交付料1,600円）

▽市内での転居または飼い犬が死亡した場合

## 広告掲載した福祉バスの運行を開始します

㊮健康課（にこふる） ☎35・0146 または各地域庁舎地域づくり推進課へ

■広告掲載者（株）パインフュージョン

■期間 令和8年度～10年度（3年間）

㊯本所福祉課 ☎35・1252



## 市民の皆さんが行うまちづくり活動を支援します

㊰基本コース：鶴岡らしさ・地域特性を生かしたまちづくり活動 ㊱学生コース：学生が自発的に行う地域についての学び、またはまちづくりに取り組む活動 ㊲パートナーコース：市有施設の整備・修繕や市管理用地の利活用

■対象経費 講師への謝礼、資料印刷代、イベント保険料等（コースによって上限額が変動）

㊳4月1日㊴から本所地域振興課 ☎35・1191 または各地域庁舎地域づくり推進課へ

㊵前年度の「鶴岡まち活」事業報告会（㊶4月25日㊷午後1時30分 ㊸市役所本所別棟2号館またはオンライン）

㊹4月1日㊺から本所地域振興課へ

## 鶴岡市史現代編（上巻）の販売を開始します

昭和20年から48年までの本市の歴史をまとめた市史を発売しました。

市内書店や市役所本所・各地域庁舎で販売しています。

費5,500円 ㊻本所総務課 ☎35・1114



子育てガイドブックおおきくなあれ 広告主を募集します

子育てに役立つ情報や事業者の広告